

IV 参 考

- 参考（１） 飼育改善指導が必要な例（虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる例）について（環自総発第 100205002 号平成 22 年 2 月 5 日）
..... 26
- 参考（２） 動物の愛護及び管理に関する法律第 44 条第 3 項に基づく愛護動物の遺棄の考え方について（環自総発第 1412121 号平成 26 年 12 月 12 日）
..... 29

飼育改善指導が必要な例（虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に 該当する可能性があると考えられる例）について

環自総発第 100205002 号

平成 22 年 2 月 5 日

環境省自然環境局総務課長から
各都道府県・指定都市・中核市動物愛護主管部（局）長あて

動物愛護管理行政の推進については、平素より格段の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。さて、虐待の定義の明確化については、担当者会議等において貴県市より御意見をいただいているところです。虐待に該当するかどうかについては、行為の目的、手段、苦痛の程度等を総合し、社会通念により判断してきているところですが、より具体的にしていくためには判決事例を収集、把握していくことが重要であると考えています。そのため、平成 19 年度に判決事例を「動物の遺棄・虐待事例等調査業務報告書」として取りまとめました。

今般、この報告書をもとに、飼育改善指導が必要であり虐待に該当する可能性、あるいはそのままの状態では放置されれば虐待に該当する可能性があると考えられる事例を別紙のようにまとめましたので、業務の参考にしていただくようお願いいたします。

なお、より詳細な説明を環境省ホームページにも掲載していますので、御参照ください（http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h1903.html）。

虐待の判決事例については、今後も継続して収集していくこととしており、これを踏まえ、別紙の事例につきましても逐次見直していきたいと考えております。

また、以下の点にも御留意ください。

- 本通知は、可能な範囲で具体的な事例を示したものであり、個々の案件に係る判断は、動物及び動物の所有者又は占有者の置かれている状況等を考慮して個別に行われるべきものと考えます。
- 別紙の事例については、後日、増刷し、各自治体あて発送予定の「動物の遺棄・虐待事例等調査業務報告書」（平成 19 年度）とともに警察にも情報提供していただき、引き続き連携して対応していただきますようお願いいたします。

(別紙)

I 動物の虐待の考え方

積極的（意図的）虐待	ネグレクト
やってはいけない行為を行う・行わせる	やらなければならない行為をやらない
・ 殴る・蹴る・熱湯をかける・動物を闘わせる等、 身体に外傷が生じる又は生じる恐れのある行 為・暴力を加える ・ 心理的抑圧、恐怖を与える ・ 酷使 など	・ 健康管理をしないで放置 ・ 病気を放置 ・ 世話をしないで放置 など

※動物自身の心身の状態・置かれている環境の状態によって判断される。

II 飼育改善指導が必要な例（虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる例）について

1. 一般家庭

- ・ 餌が十分でなく栄養不良で骨が浮き上がって見えるほど痩せている（病気の場合は獣医師の治療を受けているか。高齢の場合はそれなりの世話が出来ているか。）。
- ・ 餌を数日入れ替えず、餌が腐っていたり、固まっていたりして、食べることができる状態ではない。
- ・ 器が汚く、水入れには藻がついている。あるいは、水入れがなく、いつでも新鮮な水を飲むことができない（獣医療上制限されているときを除く）。
- ・ 長毛種の犬猫が手入れをされず、生活に支障が出るほど毛玉に覆われている。
- ・ 爪が異常に伸びたまま放置されている。
- ・（繋ぎっぱなしで散歩にも連れて行かず、）犬の糞が犬の周りに何日分もたまり、糞尿の悪臭がする。
- ・ 外飼いで鎖につながれるなど行動が制限され、かつ寒暑風雨雪等の厳しい天候から身を守る場所が確保できない様な状況で飼育されている。
- ・ 狭いケージに閉じ込めっぱなしである。
- ・ 飼育環境が不衛生。常時、糞尿、抜けた毛、食餌、缶詰の空やゴミがまわりにちらかっており、アンモニア臭などの悪臭がする。
- ・ 病気や怪我をしているにもかかわらず、獣医師の治療を受けさせていない。
- ・ リードが短すぎて、身体を横たえることができない。
- ・ 首輪がきつすぎてノドが締めつけられている。
- ・ しつけ、訓練と称するなどし、動物に対し殴る、蹴る等の暴力を与えたり、故意に動物に怪我をさせたりする。

- ・事故等ではなく、人為的に与えられたと思われる傷が絶えない。

2. 動物取扱業者等

- ・ケージが狭く、動物の排泄物と食餌が混在した状態で放置されている。動物が排泄物の上に寝ている。
- ・常時水を置いていない。あるいは、水入れはあるが中に藻が付いていたりして不潔である。
- ・幼齢にもかかわらず、食餌を適切な回数与えず（例えば朝晩の2回のみ等）、また、それで問題ないと説明している。
- ・糞尿が堆積していたり、食餌の残渣が散らかっていたりして、清掃が行き届かず、建物内、ケージから悪臭がする。
- ・動物の体が著しく汚れている。
- ・病気や怪我をしているにもかかわらず、獣医師の治療を受けさせていない。
- ・飼育環境が飼育している動物に適していない（温度・湿度の調整も含む）。例えば、西日が当たるなど建物内の温度が上昇した場合、あるいは、その逆で、冬季に低温となった場合に対応しない。
- ・多頭飼育で、飼育環境が不衛生。常時、糞尿、抜けた毛、食餌、缶詰の空やゴミがまわりにちらかっており、悪臭がする。
- ・ケージ内で動物を過密に飼育している。
- ・店内の大音量の音楽、または過度の照明にさらされることにより動物が休息できない。
- ・しつけ、訓練と称するなどし、動物に対し殴る、蹴る等の暴力を与えたり、故意に動物に怪我をさせたりする。
- ・体調不良、不健康な動物をふれあいや散歩体験等に使用する。
- ・出産後、十分な期間（離乳し母体が回復するまでの間）を経ずに、また繁殖させる。

動物の愛護及び管理に関する法律第 44 条第 3 項に基づく
愛護動物の遺棄の考え方について

環自総発第 1412121 号

平成 26 年 12 月 12 日

環境省自然環境局総務課長から
各都道府県・指定都市・中核市動物愛護主管部（局）長あて

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 44 条第 3 項に規定する愛護動物の「遺棄」について、別紙のとおり考え方を整理したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として通知します。

愛護動物の「遺棄」と疑われる事案が発見された場合は、都道府県警察と連携・協力して、適切な対応に配慮をお願いします。

なお、本件については、警察庁から各都道府県警察等に対し、周知しています。

動物の愛護及び管理に関する法律第44条第3項に基づく愛護動物の遺棄の考え方

【基本的な考え方】

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第44条第3項に規定される「遺棄」とは、同条第4項各号に掲げる愛護動物を移転又は置き去りにして場所的に離隔することにより、当該愛護動物の生命・身体を危険にさらす行為のことと考えられる。

個々の案件について愛護動物の「遺棄」に該当するか否かを判断する際には、離隔された場所の状況、動物の状態、目的等の諸要素を総合的に勘案する必要がある。

【具体的な判断要素】

第1. 離隔された場所の状況

1. 飼養されている愛護動物は、一般的には生存のために人間の保護を必要としていることから、移転又は置き去りにされて場所的に離隔された時点では健康な状態にある愛護動物であっても、離隔された場所の状況に関わらず、その後、飢え、疲労、交通事故等により生命・身体に対する危険に直面するおそれがあると考えられる。
2. 人間の保護を受けずに生存できる愛護動物（野良犬、野良猫、飼養されている野生生物種等）であっても、離隔された場所の状況によっては、生命・身体に対する危険に直面するおそれがあると考えられる。

これに該当する場所の状況の例としては、

- ・生存に必要な餌や水を得ることが難しい場合
- ・厳しい気象（寒暖、風雨等）にさらされるおそれがある場合
- ・事故（交通事故、転落事故等）に遭うおそれがある場合
- ・野生生物に捕食されるおそれがある場合

等が考えられる。

なお、仮に第三者による保護が期待される場所に離隔された場合であっても、必ずしも第三者に保護されるとは限らないことから、離隔された場所が上記の例のような状況の場合、生命・身体に対する危険に直面するおそれがあると考えられる。

第2. 動物の状態

生命・身体に対する危険を回避できない又は回避する能力が低いと考えられる状態の愛護動物（自由に行動できない状態にある愛護動物、老齢や幼齢の愛護動物、障害や疾病がある愛護動物等）が移転又は置き去りにされて場所的に離隔された場合は、離隔された場所の状況に関わらず、生命・身体に対する危険に直面するおそれがあると考えられる。

第3. 目的

法令に基づいた業務又は正当な業務として、以下のような目的で愛護動物を生息適地に放つ行為は、遺棄に該当しないものと考えられる。

例：法第36条第2項の規定に基づいて収容した負傷動物等を治療後に放つこと

治療した傷病鳥獣を野生復帰のために放つこと

養殖したキジ・ヤマドリ等を放鳥すること

保護増殖のために希少野生生物を放つこと

(別紙)

<参考>

○動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

第三十六条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物又は犬、猫等の動物の死体を発見した者は、速やかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。

第四十四条

3 愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの